

令和7年度第1回小牧市地域公共交通運賃料金協議会 会議録

1 開催日時 令和7年10月3日（金）午後15時30分から

2 開催場所 小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

3 出席者

(1) 小牧市地域公共交通運賃料金協議会委員

あおい交通(株) 代表取締役	松 浦 秀 則
公共交通利用促進協議会 会長	安 藤 和 憲
小牧市区長会 連合会長	富 田 賢 史
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	原 田 光一郎
	(小田運輸企画専門官 代理)
小牧市 福祉部長	江 口 幸 全
	(平野地域包括ケア推進課長 代理)
小牧市 都市政策部長	舟 橋 朋 昭

(2) 事務局

小牧市 都市政策部 次長	川 島 充 裕
小牧市 都市政策部 都市整備課長	大 澤 正 人
小牧市 都市政策部 都市整備課交通政策係長	服 部 達 也
小牧市 都市政策部 都市整備課交通政策係主事	宮 田 一 朗

(3) 傍聴者

なし

4 欠席者

なし

5 議題

(1) 会長職務代理者の指名について

(2) こまき巡回バス「こまくる」の運賃協議について

6 会議資料

資料1	こまき巡回バス再編に係る運賃協議について
その他資料	小牧市地域公共交通運賃料金協議会委員名簿
その他資料	小牧市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

7 議事内容

【事務局】（大澤課長）

委員の皆様がお揃いとなりましたので、ただいまより、令和7年度第1回小牧市地域公共交通運賃料金協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、本会議にご出席を賜り誠にありがとうございます。私は、本会議の進行役を務めさせていただきます小牧市都市整備課長の大澤です。よろしくお願いいたします。

それではまず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、本日の次第、議題の資料といたしまして、資料1、その他資料としまして、「小牧市地域公共交通運賃料金協議会委員名簿」、「小牧市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱」でございます。これらの資料につきましては、データの確認ができないなどございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。確認ありがとうございます。

続きまして、本協議会の構成員についてですが、小牧市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱第3条第1項の規定に基づき構成しております。お時間も限られておりますので、お手元の委員名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官の原田委員に代わり、同運輸企画専門官の小田様に、小牧市福祉部長の江口委員に代わり、同福祉部 地域包括ケア推進課長の平野が出席しております。なお、事務局につきましては、配席図にてご紹介に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは事務局を代表いたしまして、小牧市都市政策部次長の川島より挨拶を申し上げます。

【事務局】（川島次長）

皆様、改めまして、都市政策部 次長の川島でございます。

先程の地域公共交通会議に引き続きまして、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、地域公共交通の運賃料金につきましては、令和5年10月1日に施行されました改正道路運送法により、従来の地域公共交通会議ではなく、構成員を限定した別の協議体で行うこととなり、本市にも地域公共交通運賃料金協議会を設置いたしました。

本日の議題としましては、令和8年4月に再編運行を予定しているこまき巡回バスに関し、停留所の新設や移設にともなって運行ルートに変更がありますので、こまき巡回バスの利用に係る料金の協議をさせていただくものであります。

委員の皆さまにおかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】（大澤課長）

本日の出席委員につきましては、委員総数の6名であります。従いまして、小牧市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱第5条第2項の規定により本会議は成立をいたしております。

また、同要綱第5条第5項の規定により、本会議は原則として公開することとされておりますので、公開とさせていただきます。

それでは、これより議事に移ります。議事の進行につきましては、舟橋会長にお願いしたいと思います。

舟橋会長、よろしくお願いいたします。

【舟橋会長】

それでは、会議を進行してまいります。

まず、議題（１）「会長職務代理者の指名について」であります。

この件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】（服部係長）

それでは、議題（１）会長職務代理者の指名について、ご説明いたします。

本協議会の会長職務代理者につきましては、小牧市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱第４条第３項の規定で会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。

会長よりご指名いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議題（１）「会長職務代理者の指名について」の説明は以上です。

【舟橋会長】

事務局から説明がありましたとおり、会長職務代理者については、会長が指名することとありますので、本日は代理出席となりますが、江口委員を指名させていただきたいと思います。

ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

【舟橋会長】

ありがとうございます。

異議なしのこととありますので、会長職務代理者は、江口委員といたします。

続いて、議題（２）「こまき巡回バス「こまくる」の運賃協議について」であります。

この件について、令和８年４月に予定しているこまき巡回バスの再編運行を行う運行事業者でありますあおい交通株式会社の松浦委員より説明をお願いします。

【松浦委員】

あおい交通の松浦です。

本日は、小牧市のコミュニティバスであります、こまき巡回バスの運賃についてご協議いただきたいと思います。

はじめに、今回、運賃の協議に至った理由について少しご説明いたします。

先の地域公共交通会議で小牧市より説明がありましたが、令和８年４月にこまき巡回バスの再編が予定されております。市からは運賃の種類や額に変更がない旨をお話いただきましたが、再編の中で停留所の新設や移設があり、運行ルートを変更いたします。そのため、その運賃の種類、額、適用方法等について、この場で協議を行うものであります。

それでは、お手元の資料「こまき巡回バスの運賃協議について」をご覧ください。

今回の協議の対象となる路線は、こまき巡回バス路線、地域公共交通会議で協議が調った路線としております。運賃の種類、額及び適用方法につきましては、資料に記載のとおりであり、記載内容については、現在のこまき巡回バスの運賃体系と変更はありません。これらの運賃につきまして

は、こまき巡回バスの再編運行開始予定日であります、令和8年4月1日から適用する予定です。

なお、本協議運賃については、道路運送法第9条第5項に規定する、運賃協議を行う場合に必要とされている住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるための必要な措置として、市においてパブリックコメントを令和6年11月5日から令和6年12月4日までの期間において意見募集を実施していただきました。市からは、募集期間において意見の提出はなかったと伺っております。

以上で「こまき巡回バス「こまくる」の運賃協議について」の説明とさせていただきます。

【舟橋会長】

ありがとうございました。

この件について、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。

ご発言もないようですので、議題（2）「こまき巡回バス「こまくる」の運賃協議について」は、原案のとおり、異存なしということでよろしいでしょうか。

《異存なしの声》

【舟橋会長】

ありがとうございます。

議題(2)「こまき巡回バス「こまくる」の運賃協議について」は、当協議会において異存なしとし、事務局に進めていただくこととします。

本日の議題は以上であります。皆様、慎重にご審議いただきありがとうございました。

続きまして、次第の「3その他」に入ります。何かありますでしょうか。

【事務局】（服部係長）

事務局より2点、ご報告させていただきます。

1点目は、協議結果の取扱いについてです。設置要綱第7条の規定により、本協議会において協議が調った事項は、小牧市地域公共交通会議に報告することとなっておりますので、書面にて報告をさせていただきます。

2点目は、委員の任期についてです。設置要綱第3条第2項の規定により、運賃料金協議会の委員は、協議結果の報告を終えたときに解任されるものとしてされておりますのでご承知おきください。

【舟橋会長】

ありがとうございます。その他、何か発言がありましたらお願いします。

特に発言がないようですので、進行を事務局へお返しします。

【事務局】（大澤課長）

それでは、これを持ちまして令和7年度第1回小牧市地域公共交通運賃料金協議会を閉会いたします。

皆様、本日は大変ありがとうございました。